

尼崎市監査公表第4号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成31年3月27日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 岸 田 光 広

同 酒 井 一

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	パークマネジメント尼崎
2 措置を講じた局	都市整備局
3 監査結果報告日	平成28年 3月25日
4 措置通知日	平成31年 3月18日
5 監査結果の内容	<p><u>使用申請取消しに伴う取扱いについて</u> 関係規程の整備を十分に行わないまま、次の取扱いを行っていた。 インターネットによる公共施設の予約が可能となったが、野球場等の独占的な予約を避け、利用者が広く使用の機会を得られるよう、使用申請を行った者が10日前までに使用申請の取消しを行わなかった場合、当該使用申請にかかる使用料を納付しなければ、新たな申込みができないこととしている。 また、使用許可を受けた使用者が、10日前までに使用の取消しを行わなかった場合、既に納付した使用料は還付されないが、照明設備にかかる使用料については、電気代等実費弁償的な要素が強いため還付している。 (公園計画・21世紀の森担当)</p> <p><措置を求める事項> 都市整備局は、使用申請取消しに伴う取扱いについて、業務実態と関係規程の整合を早期に図ること。</p>
6 措置の内容	<p>有料公園施設の使用申請者が利用の日の10日前までに当該予約の取消しを行わず、利用の日までに使用料を納付しなかった場合においては、利用日の属する月の翌月の初日から末日までの間、当該予約者の利用予約を停止することができる旨を「尼崎市公共施設予約システム利用規約」に規定した。 また、付属設備使用料については、実費弁償的な要素が強いことから、利用を開始するまでにその利用の中止を申し出たときには還付できるように、「尼崎市都市公園条例施行規則」の一部を改正した。</p>

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
2 措置を講じた団体	健康福祉局
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成31年 3月18日
5 監査結果の内容	<p><u>指定管理業務について</u></p> <p>市が策定した「指定管理者制度について（指針）」（以下、「指針」という。）では、指定管理者が事業報告書で報告すべき事項については、あらかじめ基本協定で定めておくこととなっているが、市は報告事項についての内容を基本協定に定めず、事業団の決算報告書及び事業報告書を指定管理業務に係る事業報告書として受領していた。</p> <p>指針で定められた事業報告書の必要性を認識していなかったことにより、管理業務の実施状況、使用料収入の実績、管理経費等の状況、利用者からの意見及び対応の状況等が十分把握できておらず、適正な管理の確保がなされていなかった。 （障害福祉政策担当）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度は単なる業務委託ではなく、指定管理者に公の施設の管理の代行をさせるものであり、公の施設の設置者としての責任は変わらないことに留意するとともに、指針を確実に運用し、適正な管理を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>指定管理者が事業報告書で報告すべき事項については、身体障害者福祉センター、あこや学園、たじかの園は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの協定期間にかかる基本協定書において、「指定管理者制度について（指針）」に定められた指定管理者が事業報告書で報告すべき事項を明記した。</p> <p>また、身体障害者デイサービスセンターは、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの協定期間にかかる基本協定書において、「指定管理者制度について（指針）」に定められた指定管理者が事業報告書で報告すべき事項を明記した。今後においては基本協定に基づき適正な管理を行う。なお、平成28年度の事業実施報告書においては、「指定管理者制度について（指針）」に定められた事項の事業報告書を求め受領した。</p>